

気象警報、JR運行見合わせ発表時の対応

(気象警報)

- 1 午前6時現在で、大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のうちいずれかの警報または特別警報（以下、「警報」）が次の地域に出されているときは自宅待機とする。
 - ・兵庫県全域、播磨南西部全域、
 - ・播磨南西部の一部市町（姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町）
- 2 午前6時以降自宅を出るまでに「警報」が出たときも自宅待機とする。

(JR運行見合わせ)

- 3 午前6時現在で、以下のJR路線区間のいずれかにおいて、全列車の運行が見合わされているときは自宅待機とする。

- ・山陽本線（姫路―上郡）
- ・赤穂線（相生―播州赤穂）

列車一本の遅延、運行休止、間引き運転はこれに当たらない。

- 4 午前6時以降自宅を出るまでに上記3の情報を得たときも自宅待機とする。

(解除、再開)

- 5 午前9時までに「警報」が解除されたとき、または列車運行が再開されたときには下記時間割で授業を行う。

SHR … 13:00

5校時 … 13:15 ~ 14:05

6校時 … 14:15 ~ 15:05

SHR・清掃 … 15:05 ~

(以下火、木曜)

7校時 … 15:20 ~ 16:10

SHR・清掃 … 16:10 ~

(臨時休校)

- 6 午前9時現在で「警報」が解除されていないとき、またはJR全列車の運行が見合わされているときは臨時休校とする。学期末等、午前みの半日授業期間においては、午前6時現在で上記1、または3にあたるときは臨時休校とする。

(定期考査)

- 7 定期考査期間において、午前6時現在で上記1、または3にあたるときは臨時休校とし、当日の考査を考査終了予定日の翌日（終了予定日が金曜日の場合は翌週）に実施する。

(附則)

- ※1 情報源は下記のいずれかとし、聞き伝えで判断しないこと。
 - ・NHKなどテレビ、ラジオ（気象警報、JR運休に関する情報）
 - ・気象庁のホームページ（気象警報に関する情報）
 - ・JR西日本のホームページ、または駅改札口（JR運行状況に関する情報）
- ※2 上記1以外の警報（波浪、高潮）が居住地に発令され、登下校が危険と判断されるとき、または上記3以外のJR路線、バスなど通学に使用している公共交通機関が運行見合わせとなったときは学校に連絡すること（公欠扱い）。
- ※3 ※2以外は各自適切に判断し、電話による問い合わせはしないこと（メールシステム、ホームページで確認）。午前9時以降に「警報」が解除されるなどしても外出は厳に慎み、自宅学習に励むこと。